

## 一般事業主行動計画

ウカイ&パートナーズ法律事務所では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、

従業員が仕事と子育てを両立し、また女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2025年1月1日～2027年12月31日（3年間）

### 2. 目標

- ① 育児休業後の職場復帰率を70%以上にする
- ② 全社員の年次有給休暇の取得率を90%以上にする
- ③ 短時間勤務制度利用者・短時間正社員の積極的役職登用

### 3. 取組内容

#### 【目標①に向けた取組】

- ・育児休業制度の周知徹底
- ・育児休業者の業務を補完するための人員配置
- ・保育所入所不承諾通知を受けた場合の育児休業延長措置

#### 【目標②に向けた取組】

- ・上司による取得状況の定期確認
- ・計画的な休暇取得を促す「休暇推奨日」の設定 夏季に特別休暇を付与し、年次有給休暇と組み合わせることで、長期休暇の取得を促進

#### 【目標③に向けた取組】

- ・役職者の職務を分割・再設計し短時間勤務でも遂行可能な範囲に調整
- ・成果や能力を重視する評価制度に転換し、勤務時間の長短に左右されない登用を可能にする

### 4. 周知方法

- ・会社ホームページに公開
- ・事業所内の従業員が容易に閲覧できる場所への備え付け

東京都渋谷区渋谷 1-6-5SK 青山ビル 8階

ウカイ&パートナーズ法律事務所

代表弁護士 鶴飼 大